

在職定時改定の導入

厚生労働省 年金局
2019年10月18日

在職定時改定の導入について

【現行制度】

- 老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時(退職時・70歳到達時)に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定している(いわゆる退職改定)。

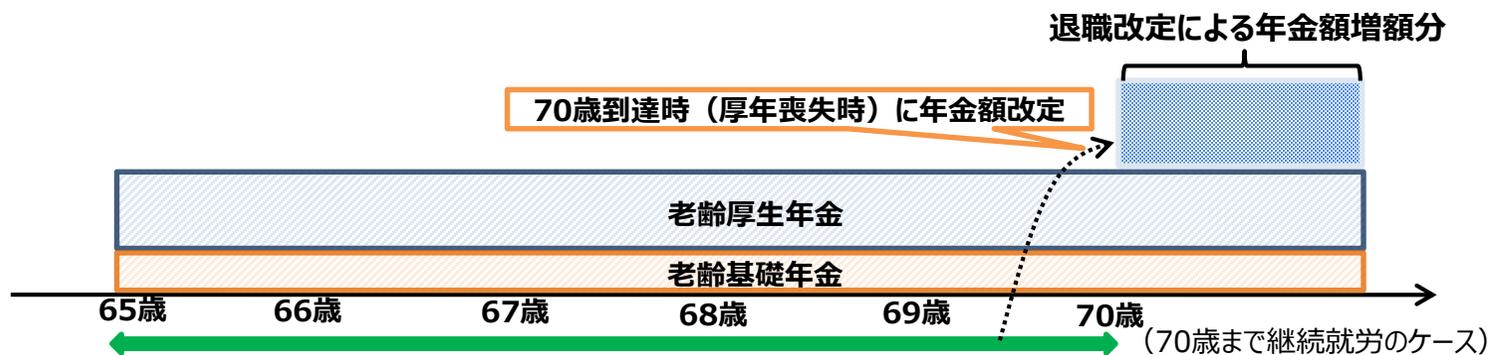
【見直しの意義】

- 高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図る。

【見直しの方向】

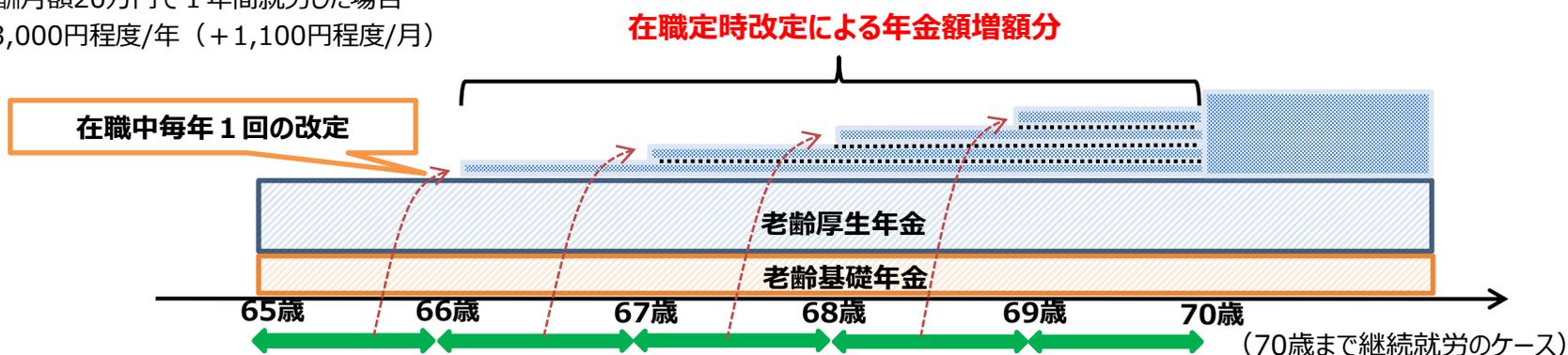
- 65歳以上の者については、在職中であっても、年金額の改定を定時(毎年1回)に行うことを検討。

【現行】



【見直し案】

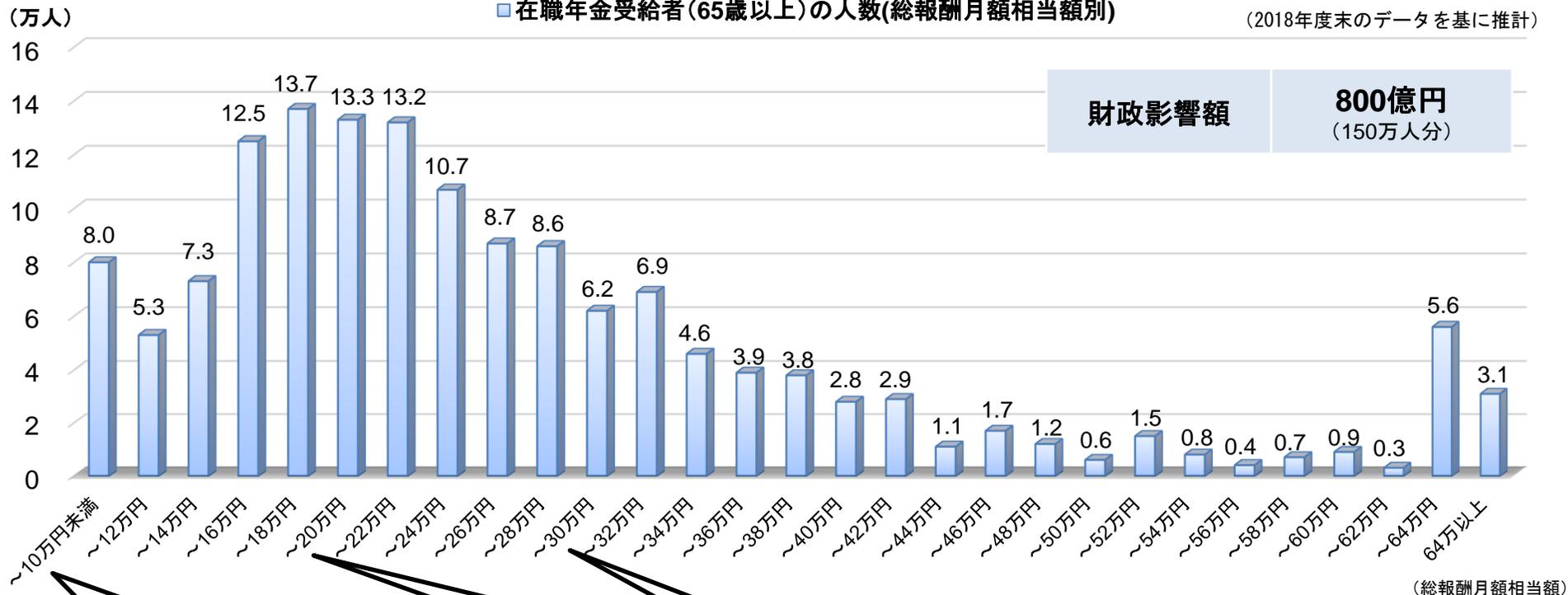
- ・標準報酬月額20万円で1年間就労した場合
⇒ +13,000円程度/年 (+1,100円程度/月)



報酬額別の在職年金受給者の分布から見る在職定時改定の効果

■ 在職年金受給者(65歳以上)の人数(総報酬月額相当額別)

(2018年度末のデータを基に推計)



財政影響額

800億円
(150万人分)

月額10万円で
1年間就労した場合
+7,000円程度/年
(+500円程度/月)

月額20万円で
1年間就労した場合
+13,000円程度/年
(+1,100円程度/月)

月額30万円で
1年間就労した場合
+20,000円程度/年
(+1,600円程度/月)

注1 総報酬月額相当額は、標準報酬月額と1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算した額。

注2 厚生年金の加入期間が480月(40年)に満たない場合は、更に経過的加算が加算される(1年間就労した場合、+20,000円程度/年)。

【計算方法】

経過的加算額=イ(定額部分)-ロ(「厚年加入期間に係る」基礎年金部分)

イ:1,628円 × 改定率 × 厚生年金の被保険者期間の月数(480月上限)

ロ:780,900円 × 改定率 × 昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の厚生年金の被保険者期間の月数 ÷ 480月(昭和16年4月2日以後生まれの場合)

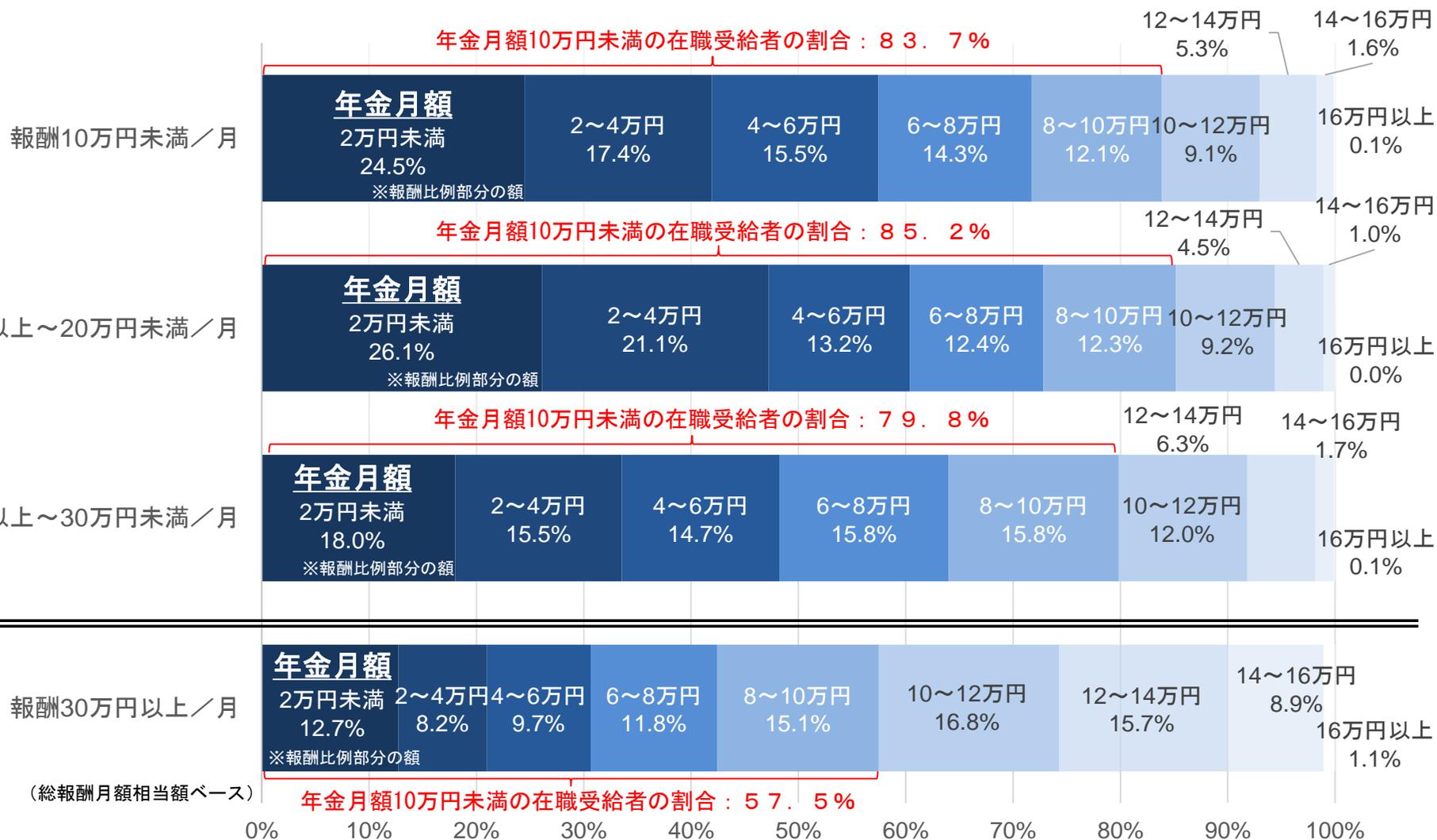
注3 図中の「在職年金受給者(65歳以上)の人数(総報酬月額相当額別)」は、第1号厚生年金被保険者期間を持つ在職年金受給者を基に作成。データの制約上、第2~4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。

注4 財政影響は、現行制度を前提に、在職老齢年金制度などの支給停止の状況を踏まえて推計したもの。

(資料) 年金局調べ

報酬額及び年金月額別の在職年金受給者の割合(65歳以上)

(2018年度末のデータを基に推計)



注1 総報酬月額相当額は、標準報酬月額と1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算した額。

注2 年金月額は、在職老齢年金の支給停止前時点の額。また、報酬比例部分のみの額であり、基礎年金分を含まない。

注3 図は第1号厚生年金被保険者期間を持つ在職年金受給者を基に作成。データの制約上、第2~4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。